

## 広島ヘリポートが提供するサービスの内容

令和2年7月30日現在

### 1 ヘリポート機能施設事業の営業時間（空港供用規程第1条第2項関係）

- (1) 給油施設の営業時間（航空機燃料のタンク搬入搬出及び航空機への給油可能時間）  
午前8時30分から午後5時00分まで
- (2) 駐車場の営業時間（入出庫可能な時間）  
午前8時30分から午後7時00分まで

### 2 ヘリポートに関する情報（空港供用規程第3条第1号関係）

#### (1) ヘリポート管理者

名 称	広島県（広島ヘリポート管理事務所）
住 所	広島市西区観音新町四丁目10-2
電話番号	082-295-2650

#### (2) 給油施設管理者

名 称	マイナミ空港サービス(株)西広島営業所
住 所	広島市西区観音新町四丁目10-2
電話番号	082-234-6145

#### (3) 駐車場管理者

名 称	広島県（広島ヘリポート管理事務所）
住 所	広島市西区観音新町四丁目10-2
電話番号	082-295-2650

#### (4) 給油施設が提供する燃料の種類等

- ア 燃料の種類 J E T A - 1  
A V G A S 1 0 0

※ 提供状況については、給油施設管理者へお問い合わせください。

- イ 給油の方式 レフューラー方式

#### (5) 着陸料等

##### ア 着陸料

着陸1回ごとに次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額

<ヘリコプター重量>

6 t 以下 1,000 円/機

6 t 超 700 円+ (6 t を超える重量×590 円/ t)

##### イ 停留料

停留時間24時間ごとに次に掲げる額に100分の110を乗じて得た額

<ヘリコプター重量>

(1) 3 t 以下 810 円

(2) 3~6 t 1,620 円

(3) 6 t 超 前号の額+ (6 t を超える重量×30 円/ t)

- ※ 1 ヘリコプターの重量とは、当該ヘリコプターの最大離陸重量をいい、トンによるものとする。

2 重量に1トン未満の端数があるときには、1トンとして計算する。

3 停留料は、6時間以上エプロンに停留する場合に徴収し、停留時間が24時間未満の場合は、24時間として計算する。

ウ 使用料

格納庫用地 300円/㎡/月

(6) ヘリポートアクセス

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/101/h-access.html>

(7) 駐車場

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/101/h-parking.html>

(8) ターミナルマップ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/101/h-access.html>

(9) 利用者の意向を反映する仕組み

広島ヘリポート管理事務所への電話連絡による受付